

# 精華町公共施設使用料等設定基準

平成31年2月  
精華町

## はじめに

精華町では、地方自治法第 244 条第 1 項の規定に基づく「公の施設」（以下「公共施設」という）について、それぞれの公共施設の設置目的等に関する条例を定め、当該条例に基づき運営していますが、各公共施設の開設当初以来、使用料等を大きく見直すことなく今日まで至っています。

公共施設の使用料等は、公共施設を運営するために要する費用の対価として利用される皆様に負担していただいておりますが、使用料等で賄いきれない費用は税による負担であることから使用料等と税との適切な負担割合が求められます。また、使用料等の料金体系や減免規定について、町内公共施設間で設定が異なることから、統一的な考え方を再構築する必要があります。

こうした現状を踏まえて、平成 30 年 7 月 6 日付けで精華町公共施設使用料等審議会に対して「公共施設使用料等の在り方について」を諮問しました。この間、審議会での慎重なる審議やパブリック・コメントの実施結果も踏まえて、平成 31 年 2 月 8 日付けで答申をいただきました。

この度、答申の内容を踏まえ、公共施設使用料等の考え方を次のとおり「精華町公共施設使用料等設定基準」として策定しました。

なお、この「精華町公共施設使用料等設定基準」を今後段階的に適用していきます。

## I. 対象とする公共施設

今回の公共施設使用料等設定基準を適用する町内公共施設は下記を対象とします。

施設名称	所在地
精華町交流ホール	精華町南稲八妻北尻 70（役場庁舎内）
精華町コミュニティーホール	精華町光台七丁目 11（光台近隣センター内）
精華町地域福祉センターかしのき苑	精華町南稲八妻砂留 22-1
精華町地域資源総合管理センター華工房	精華町下狛井堀 19
むくのきセンター（精華町立体育館・コミュニティーセンター）	精華町下狛神ノ木 8
打越台グラウンド・テニスコート	精華町北稲八間打越
池谷公園	精華町桜が丘二丁目 21-1
木津川河川敷多目的広場	精華町下狛神ノ木先東方（木津川河川敷内）
ほうその運動公園	精華町祝園古川 23-1、23-2、23-3、37-1
学校施設開放	精華町立各小中学校

## II. 料金体系

上記対象施設の現行料金体系について、主に次の三点について考え方を統一して料金体系の再構築を図ります。

### 1. 平日単価と休日単価

現行	<ul style="list-style-type: none"><li>・平日単価と休日単価に差を設けている施設と設けていない施設が混在している。</li><li>・単価差を設けている場合でもその倍率が一定となっていない。</li></ul>
新基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・平日と休日の単価は同一単価で統一する。</li></ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・平日勤務の多い勤労者にとっては休日利用が主のため同一単価であることが公平である。</li><li>・昨今は定年退職者など平日利用できる方も増えてきているため休日に利用が集中するとも限らない。</li><li>・使用に際して生じる費用に平日と休日で基本的に差はない。</li></ul>

### 2. 加算（追加）料金の設定

現行	<ul style="list-style-type: none"><li>・冷暖房費を基本使用料と別に設定している施設とそうでない施設が混在している。</li><li>・照明代は、屋外施設だけでなく一部の屋内施設で別に設定している。</li><li>・備品や設備の加算料金を施設ごとで細かく設定している。</li></ul>
新基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・標準的な施設使用形態に伴い使用する備品設備等の使用料は基本使用料に含めるものとする。</li><li>・ただし、屋外照明のように昼夜間で明らかに使用に際して生じる費用が異なる場合や、標準的な施設使用形態の範囲を超える特殊なものは基本使用料とは別に料金設定することを妨げない。</li></ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設全体にかかる費用から標準的な使用形態での使用料を算定したとすると、加算料金を設定する必要はない。</li><li>・屋外施設で仮に昼間利用を標準的使用形態とすると、夜間照明は明らかに昼間利用に比して費用が発生するため、屋外照明代加算は必要である。</li><li>・費用とその対価の使用料等は基本的に年度単位で捉え、冷暖房費は年間を通して基本使用料に含めることとして差し支えない。</li></ul>

### 3. 割引割増設定

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>・営利利用の場合は、明確に利用不可としている施設と特段規定のない施設があるが、割増設定は基本使用料の2倍としている。</li><li>・町外利用の場合は、明確に利用不可としている施設以外は、基本使用料の2倍としている。</li><li>・全時間使用割引（一日の貸出可能時間の全時間を使用する場合の割引）は、一部の施設でのみ合計使用料から2割引の設定としている。</li></ul>
----	--

新基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営利利用は、現状の割増設定を維持する。</li> <li>・ 町外利用は、町内予約を一定期間経た後でもなお利用申込のない時間枠について割増設定を行わない。</li> <li>・ 全時間使用割引は、設定しない。</li> </ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般利用を前提として使用料と税との負担割合を勘案して基本使用料を設定すれば、営利利用に対して割増することは必要である。</li> <li>・ 町外利用は、町内予約を一定期間経た後でもなお利用申込のない時間枠については、施設の有効活用や広域的な交流促進に繋がり割増する必要はない。</li> <li>・ 全時間使用割引は、費用と其对価の使用料という対応関係において公平とはいえず使用する時間に応じた負担が必要である。</li> </ul>

### Ⅲ. 施設の公費負担（受益者負担）割合

現状の使用料は、施設開設当初に一定の考え方や近隣同種施設を参考に設定しているものの、統一的な基準がなく、また、時勢にあわせた見直しを経ることなく今日まで至っていることから、改めて使用料を算定するための対象経費を明らかにし、次いで対象経費の負担割合を施設別に分類することで使用料設定の考え方の統一化を図ります。

#### 1. 使用料を算定するための対象経費の捉え方について

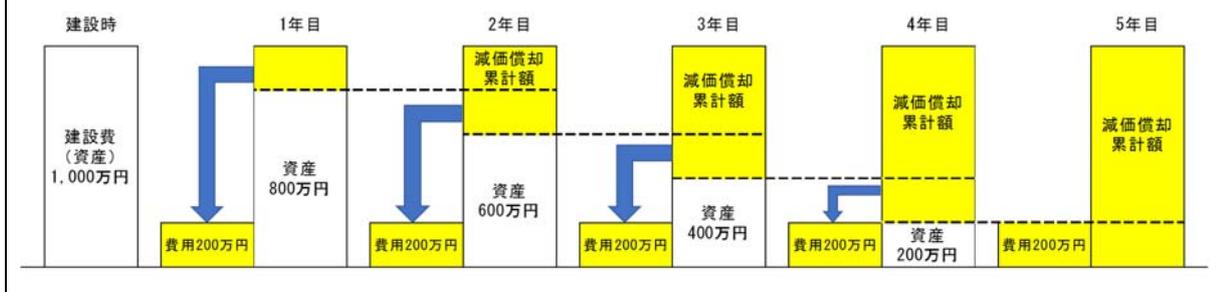
公共施設にかかる費用は、その建設時における費用や大規模改良等にかかる費用（資本費）、施設を維持保全・運営していくための費用（維持管理費）が必要となります。

使用料を算定するための対象経費には、これらの費用全体を把握したうえで次の施設別負担割合を設定します。

維持管理費	人件費	施設の維持管理や運営に係る職員等の人件費
	物件費	光熱水費、委託料、修繕料など維持保全・運営に要する費用
資本費	<p>建物の建設や大規模改良等に要する費用。</p> <p>資本費は建設時や大規模改良時といった一時に多額の現金支出を伴い、それ以降は現金支出を伴わない。そのため、固定資産の使用できる期間にわたって各年度に費用配分した減価償却費を各年度の資本費相当額とし、使用料を算定するための対象経費とする。用地費は、各年度にわたって費用配分する減価償却費という考え方を持たず、仮に施設が廃止されたとしても町の財産として残るため対象経費としない。</p>	

#### ○減価償却費

減価償却費とは、長期間にわたって使用される固定資産の取得に要した支出を、その資産が使用できる期間（通常は法定耐用年数）にわたって費用配分する手続きをいう。（例：5年間で利用する施設のイメージ図）



## 2. 対象経費の施設別負担割合

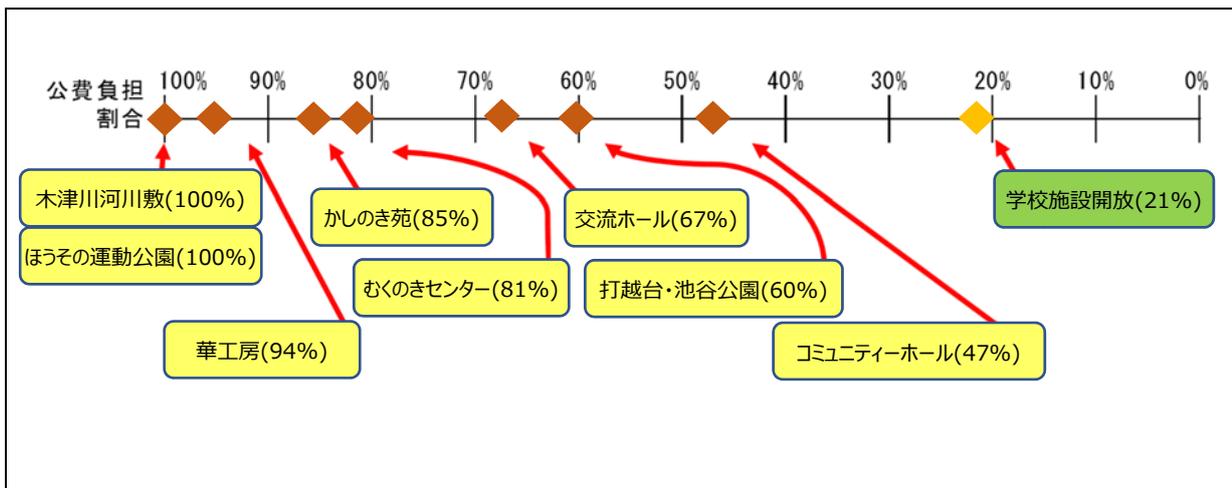
上記で対象とした公共施設はその施設が有する性質により、市場性や住民生活における不可欠性が異なります。そのため、各施設の経費について、施設の性質に着目することなく一律に負担割合を設定することは困難です。例えば、町内道路等のインフラ施設は民間事業者による提供は難しく、行政以外の代替可能性が極めて低く非市場的であり、さらに住民生活上も不可欠であることから、その整備に要する資本費も維持管理費も公費による負担が必要となります。一方で、民間においても類似施設の提供が可能な施設や、住民によって必需性が異なる施設の場合には、公費で負担すべき必要度も異なります。

そのため、公共施設の設置目的やその性質を、市場性（行政以外の代替可能性）と選択性（住民生活上の不可欠性）の要素に分類し、両要素を組み合わせることで上記対象経費の公費負担と受益者負担との割合を設定するものとします。

	非市場的 ↔ 市場的
市場性（行政以外の代替可能性）	公費負担：高い 受益者負担：低い
	公費負担：低い 受益者負担：高い
	必需的 ↔ 選択的
選択性（住民生活上の不可欠性）	公費負担：高い 受益者負担：低い
	公費負担：低い 受益者負担：高い

### （1）各公共施設の直近の負担割合

上記1の対象経費に対する各公共施設の直近の公費負担割合は、下図の状況となっています。

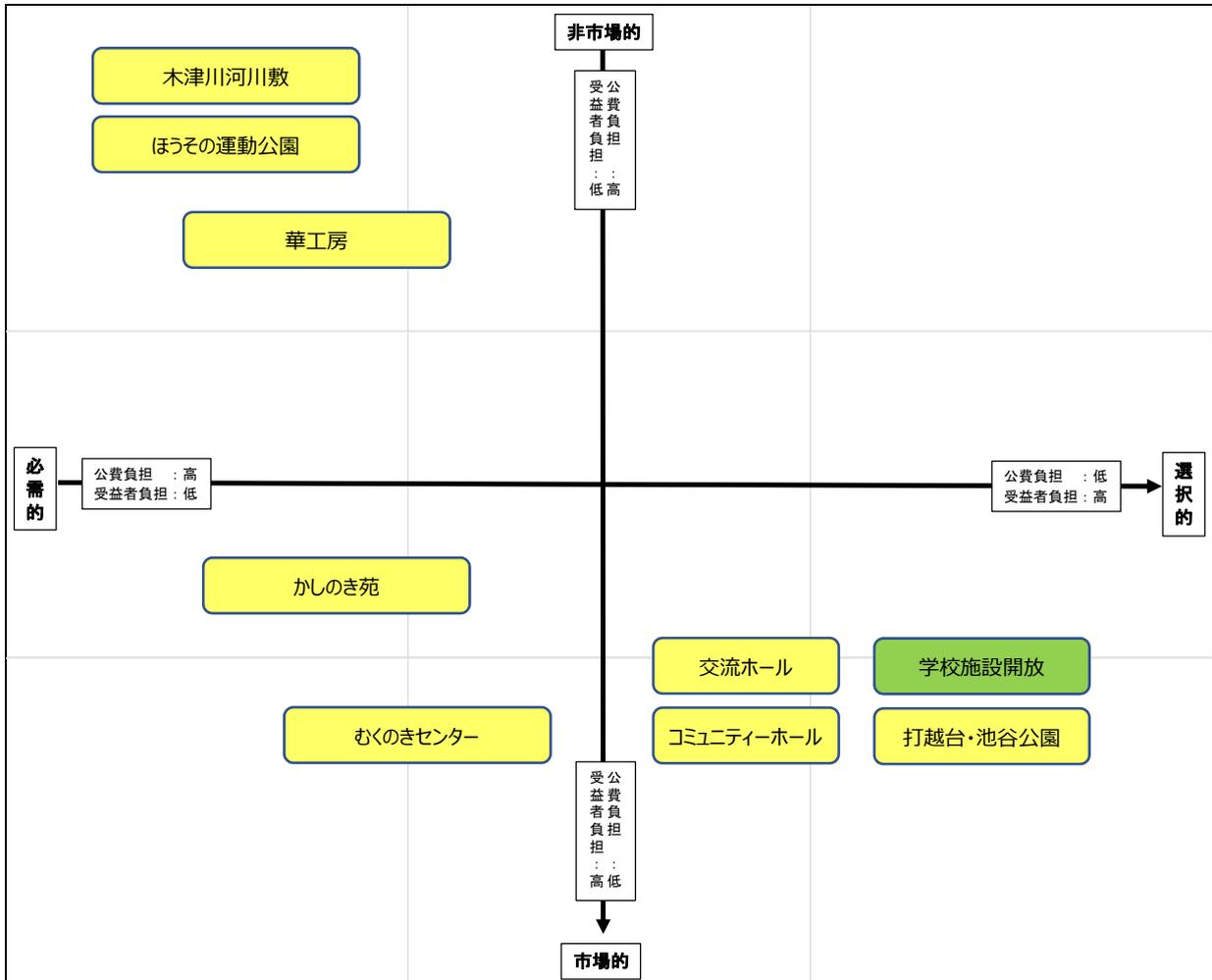


※学校施設開放は、学校教育上支障のない限りにおいて学校教育以外の社会教育活動のために使用しているもので、学校施設の資本費は学校教育上の経費としてその全額を公費負担していることから、学校施設開放の対象経費には上記1の考え方に関わらず資本費を対象としていません。

※打越台グラウンド・テニスコートと池谷公園は別々に位置しているものの、同種屋外施設でかつ同一管理主体による一体管理のため合算しています。

(2) 各公共施設の当面目指すべき負担割合のイメージ図

各公共施設の設置目的や現状の利用状況に照らして、各公共施設の当面目指すべき負担割合について下のイメージ図のように設定し、使用料の算定を検討し見直しを図ります。



## IV. 減免規定について

減免規定は、本来は受益者に負担していただく部分を施設の設置目的等に応じて一定の政策的配慮により利用団体等の活動を推奨するために当該受益者負担分を公費負担するものです。

各施設に共通して適用する事由と施設ごとに適用する事由がありますが、前段で求めた負担割合の例外であること、補助金支出と同様に公費を投入しているという観点から施設ごとに適用する事由について客観的かつ厳密な取扱いで統一化を図ります。

### 1. 各公共施設共通適用事由

- ・町が主催（共催を含む）で利用する場合
- ・区又は自治会が利用する場合
- ・町が後援する事業に利用する場合

### 2. 個別適用事由における客観性確保

#### (1) 登録制度等による適用団体の事前認定

申請窓口等で減免の適否を個別判断することを回避し、登録制度等により事前に認定された団体のみ減免適用するものとする。

#### (2) 個人単位の減免要件

障害者手帳の交付を受けた者などといった個人単位の要件は、個人での使用が前提の使用料（入浴料、入場料等）に限って適用するものとし、証の提示等による確認を行う。

#### (3) 減免適用基準及び適用団体の公表

減免適用は、一定の政策的配慮によって利用団体の活動を推奨するためのものであることから、個人単位での減免を除き、上記登録制度による基準や適用団体を公表するものとする。

## V. 定期的な検証について

概ね5年ごとに定期的な検証を行うこととします。

<参考>

○審議会開催状況

回数	日時	内容
第一回	平成30年 7月 6日 (金)	諮問、料金体系等現状確認、施設現地視察
第二回	平成30年 8月 2日 (木)	施設現況確認、諮問内容に対する検討
第三回	平成30年10月 5日 (金)	料金体系、公費負担割合、減免規定検討
第四回	平成30年11月 2日 (金)	料金体系、公費負担割合、減免規定検討
第五回	平成31年 2月 8日 (金)	パブリックコメント結果、答申案について

○パブリック・コメント実施結果（概要）

意見募集期間：平成30年12月14日（金）～平成31年1月15日（火）

提出意見総数：56件（内、窓口21件、郵送2件、メール21件、FAX12件）

●意見の内訳（延べ件数）

●意見への対応

			A	B	C	D	E
料金体系について		61件					
	平日休日単価	23件		12		11	
	加算料金設定	12件		12			
	割引割増設定	26件	25	1			
公費負担割合について		7件		1	5	1	
減免規定について		10件		3		6	1
定期検証について		3件		3			
改定料金について		27件				27	
その他		23件		1	6	3	13

A：意見をふまえて素案に反映したもの。

B：意見の趣旨が素案に沿ったものであり、意見をふまえ取組みを推進するもの。

C：今後取組みを進めるうえで参考とするもの。

D：素案に対する質問・要望の意見であり、町の考え方を説明・確認するもの。

E：その他

平成30年7月6日

精華町公共施設使用料等審議会長 様

精華町長 木 村 要

### 公共施設使用料等の在り方について（諮問）

標記の件について、精華町公共施設使用料等審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 1. 諮問内容

本町における公の施設（以下「公共施設」という。）のより適正かつ効率的な運営を図るため、公共施設の使用料等設定基準の在り方について

#### 2. 諮問理由

本町では、地方自治法第244条第1項の規定に基づく公共施設を、それぞれの公共施設に関する「設置及び管理運営に関する条例」を定めて、当該条例に基づき運営しています。公共施設の使用料は、同法第225条の規定に基づき、各公共施設の設置及び管理運営に関する条例等に規定し、公共施設を使用する対価として利用される皆様に負担していただいておりますが、使用料で賄いきれない費用は施設を使用されない方も含む税による負担であることから、使用料と税との適切な負担割合が求められます。

また、本町では、各公共施設の開設当初以来、使用料を大きく見直すことなく今日まで至っていますが、町内公共施設間で統一的な設定基準がなく、それぞれの施設ごとで料金体系や減免規定の設定に違いがあります。

こうした本町の現状を踏まえつつ、公共施設の適正かつ効率的な運営に資する公共施設使用料等の在り方について、精華町公共施設使用料等審議会での審議をお願い申し上げます。

平成 3 1 年 2 月 8 日

精華町長 木村 要 様

精華町公共施設使用料等審議会長 小沢 修司

公共施設使用料等の在り方について（答申）

平成 3 0 年 7 月 6 日付け 3 0 精財第 6 7 号で貴職から諮問のあった「公共施設の使用料等設定基準の在り方」について、当審議会では慎重に審議を重ねた結果を、精華町公共施設使用料等審議会条例第 2 条の規定に基づき別紙のとおり答申します。

## 別紙

本審議会は、諮問を受けて精華町の公共施設使用料等設定基準の在り方について審議を行った。対象とした精華町における公共施設は、いずれもその開設当初以来、使用料等を大きく見直すことなく今日まで至っており、また、町内公共施設間で統一的な使用料の設定基準がないことから、それぞれの施設で料金体系や減免規定の設定に違いがあるという状況にある。また、いずれの施設も開設から概ね20年程度が経過しており、本審議会でも現地視察や担当部署からの聞き取りを実施した結果、維持補修が必要な箇所が多く見受けられるなど大規模改修や長寿命化対策が必要な時期に差しかかっている状況にあることが確認できた。

公共施設を維持運営していくためには、当然にそのための費用が必要となるが、これを支えているのが使用料（受益者負担）であり税（公費負担）である。

使用料等についてはこれまで大きな見直しが一度もなされていない一方、行政を取り巻く環境は社会情勢等により年々変化しており、公共施設自体も、人口構成、住民ニーズ、機能面、その他様々な要因により今後その役割や求められる考え方が変化していく可能性がある。

こうしたことから、本審議会に諮問のあった内容は、この答申の以後においても定期的な検証に努められたい。

### 1. 施設の公費負担（受益者負担）割合について

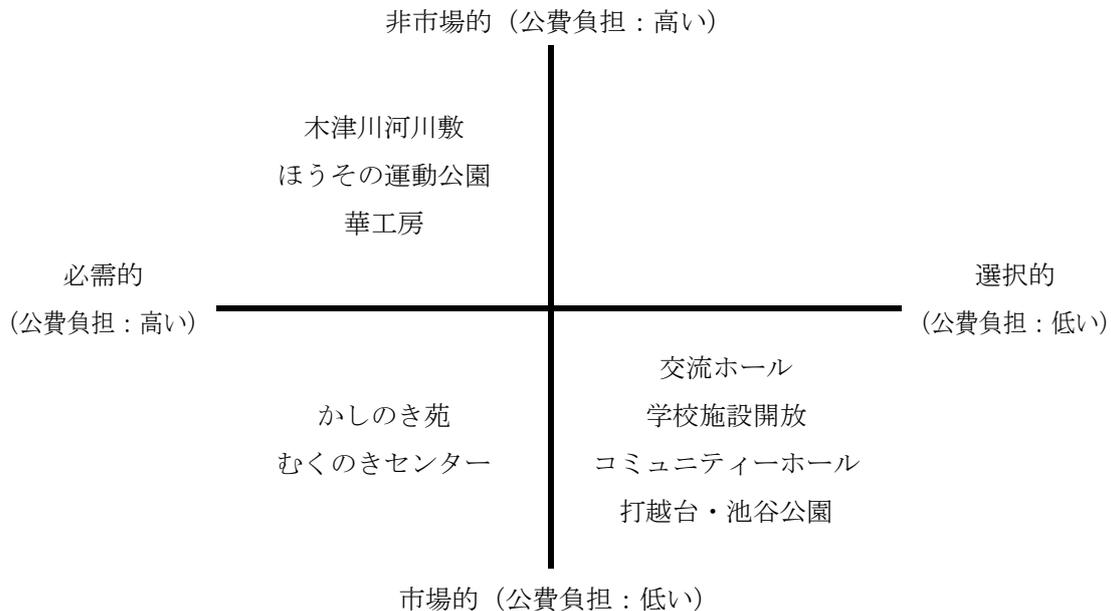
公共施設に要する費用は、使用料と税を財源に支えているところ、その適切な負担割合を求めることが必要である。負担割合を求めるためには、公共施設に要する費用をまず明らかにしなければならない。冒頭に記載したとおり、精華町の公共施設は、開設から概ね20年程度が経過した施設が多く、現状においても維持補修が必要な箇所が多々見受けられ、さらに大規模改修などが必要な時期に差しかかっている。公共施設が住民の利用に供され、長く活用されるためのものとするには、維持管理費のみならず施設の資本費も含めた総費用で考えることが、将来にわたって公共施設を維持する責任を果たす観点からも必要である。

次に、公共施設にかかる費用を使用料と税とでどう分かち合うかについては、各公共施設の設置目的・施設の性格に応じて分類することが妥当である。具体的には、行政以外の代替可能性があるかどうかという市場性の観点、住民生活上の不可欠性という必需性の観点を、複合的に組み合わせ使用料と税の負担割合を検討するものとした。

なお、この負担割合を求めるにあたっては、各公共施設を行政施策のなかでどのように位置づけ、また、予定されている各公共施設の大規模改修にかかる費用も踏まえたうえで、公費と受益者のあるべき負担割合を求めることが本来は必要である。しかし、これまで大きな見直しを経ることなく今日まで至っている現状では、急激すぎる変化が必要となりかねないことや、大規模改修など今後委ねるべき部分も多くあることから、利用状況、施設にかかる収支状況など現時点での状況を前提とし、本審議会では現地視察等も踏まえて各施設の当面目指すべき姿としての公費負担割合を次の図のとおり求めた。

具体的な料金設定はこの分類により貴町で決定されたいが、見直し後の利用状況、施設の収支状況の変化等を踏まえ、定期的な検証に努められたい。

○公共施設の公費負担（受益者負担）割合について（イメージ図）



## 2. 料金体系

次に、当該施設の利用者が負担する使用料の料金体系についても、現時点では各公共施設間で相違がある。公共施設を利用する利用者間の公平性という観点も踏まえ、主に下記内容について料金体系を統一されたい。

### (1) 平日単価と休日単価

平日勤務の多い勤労者にとっては休日利用が主のため同一単価であることが公平であること、昨今は定年退職者など平日利用できる方も増えてきているため休日に利用が集中するとも限らないこと、使用に際して生じる費用に平日と休日で基本的に差はないことなどから、平日と休日単価は同一単価で統一することを妥当とする。

### (2) 加算（追加）料金の設定

施設全体にかかる費用から標準的な使用形態での使用料を算定したとすると加算料金を設定する必要はないこと、費用とその対価の使用料等は基本的に年度単位で捉え、冷暖房費は年間を通して基本使用料に含めることとして差し支えないことなどから、標準的な施設使用形態に伴い使用する備品設備等の使用料は基本使用料に含めることを妥当とする。

ただし、屋外照明のように昼夜間で明らかに使用に際して生じる費用が異なる場合や、標準的な施設使用形態の範囲を超える特殊なものは基本使用料とは別に料金設定することを妨げない。

### (3) 割引割増設定

全時間使用割引は、費用とその対価の使用料という対応関係において公平とはいえず使用する時間に応じた負担が必要であり、これを廃止することを妥当とする。

営利用は、一般利用と区別して現状のとおり割増設定を妥当とする。

町外利用は、町内予約を一定期間経た後でもなお利用申込のない時間枠について、施設の有効活用や広域的な交流促進のために割増設定を行わないことを妥当とする。

### 3. 減免規定について

減免規定は、本来は使用料で負担する部分を施設の設置目的等に応じて一定の政策的配慮により当該使用料部分を公費負担するものであり、補助金支出と同様に公費を投入しているという観点から次のとおり客観的かつ厳密な取扱いで統一されたい。

(1) 登録制度等による適用団体の事前認定

申請窓口等で減免の適否を個別判断することを回避し、登録制度等により事前に認定された団体のみ減免適用するものとする。

(2) 個人単位の減免要件

障害者手帳の交付を受けた者などといった個人単位の要件は、個人での使用が前提の使用料（入浴料、入場料等）に限って適用するものとし、証の提示等による確認を行う。

(3) 減免適用基準及び適用団体の公表

減免適用は、一定の政策的配慮によって利用団体の活動を推奨するためのものであることから、個人単位での減免を除き、上記登録制度による基準や適用団体を公表するものとする。

以 上